

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。〔P2-①〕

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算〔P6-②〕

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒見直し後:月1万円／高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 母子加算〔P6-②〕

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒見直し後:平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 教育扶助・高等学校等就学費〔P9-③〕

- － クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
- － 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
- － 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給

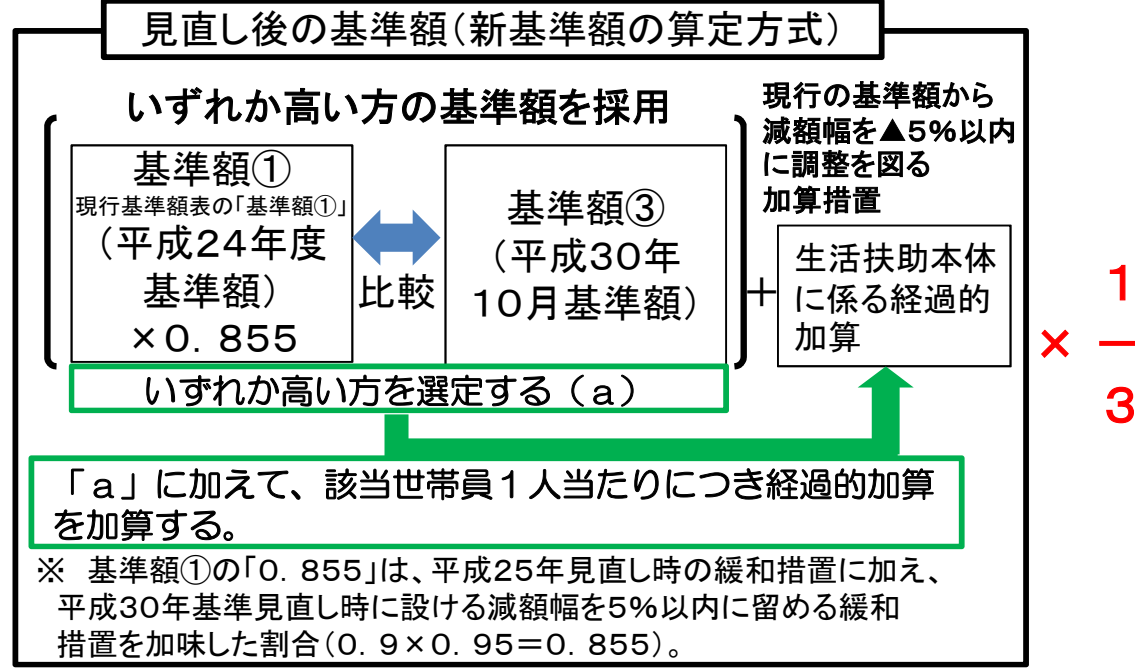
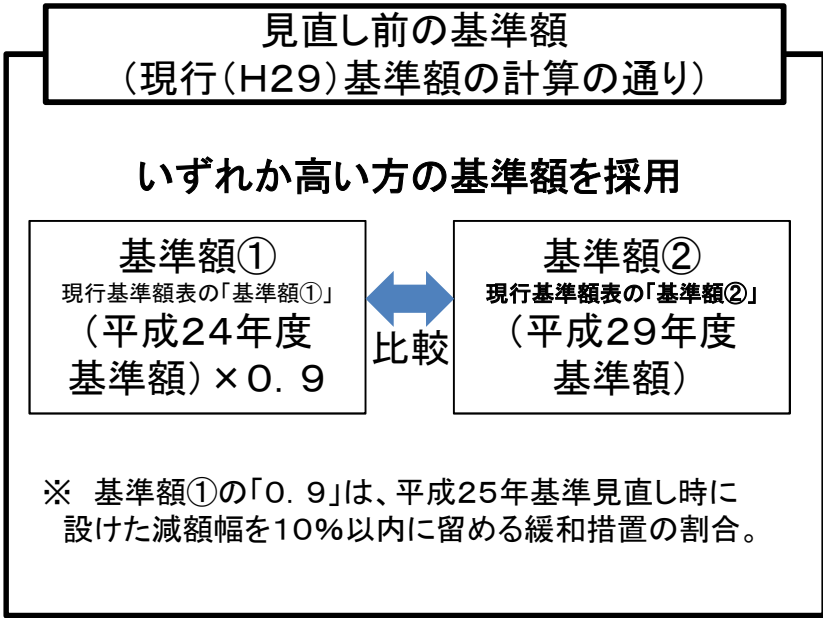
※ 見直しは平成30年10月に実施。

①平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

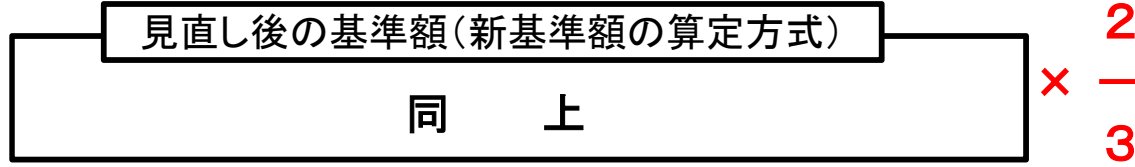
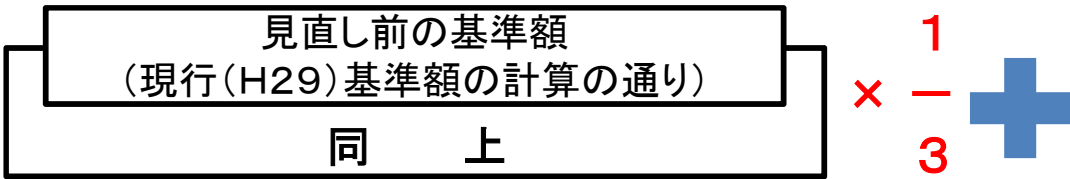
- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額③)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつを予定しており、その間の計算方法は以下のとおりとする。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)

(注)端数処理は10円未満は切上げる。

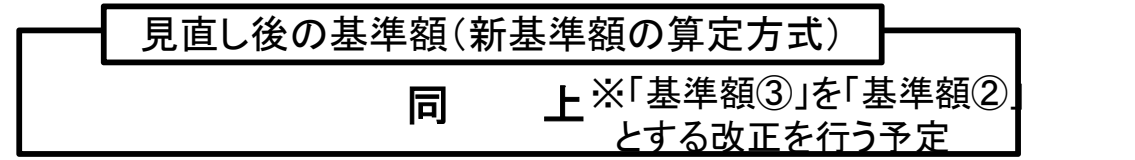


施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)



施行3年目以降(平成32年10月～)

※「見直し前の基準額」の計算は不要。



(注)施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

平成30年10月の生活扶助基準額表

(月額・円)

生活扶助基準(第1類)

年齢	基準額①(旧基準(平成24年基準))						基準額②(現行基準(平成29年基準))						基準額③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790	45,010	43,700	41,550	41,550	38,670	37,250
12~17	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	47,090	45,710	43,460	43,460	40,460	38,970
18~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
60~64	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
65~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
70~74	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
75~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	40,350	39,180	37,250	37,250	34,670	33,400



人員	逓減率①(旧基準(平成24年基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000

人員	逓減率②(現行基準(平成29年基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

人員	逓減率③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683



生活扶助基準(第2類)

人員	基準額①(旧基準(平成24年基準))						基準額②(現行基準(平成29年基準))						基準額③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970	28,490	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550	41,830	40,090	40,090	40,090	40,090	40,090
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810	46,410	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780	48,400	46,390	46,390	46,390	46,390	46,390
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090	48,430	46,420	46,420	46,420	46,420	46,420

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算①

○ 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)60代後半1人、40代1人、高校生1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額

→ 「12～17歳」0円+「41～59歳」1,050円+「65～69歳」2,240円=3,290円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	730	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	910	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,620	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,060	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,460	3,500	1,090	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,330	2,310	1,890	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,050	530	0	0	0	0	0	0	0	480	820	180
60～64歳	920	450	0	0	0	0	760	820	420	1,080	820	0
65～69歳	2,240	1,690	560	0	0	0	760	820	420	1,420	1,640	990
70～74歳	0	0	0	0	0	0	140	100	0	0	0	0
75歳以上	1,250	780	0	0	0	0	140	100	0	560	730	110

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算②

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	4,230	4,080	3,640	0	0	0	3,940	3,850	2,950	0	0	0
3～5歳	2,170	2,110	1,740	0	0	0	1,860	1,850	1,310	470	100	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	590	410	0	0	0	0	270	370
60～64歳	560	620	270	1,170	1,380	400	150	210	0	780	990	310
65～69歳	560	620	270	1,170	1,400	1230	150	210	0	780	1,000	1,100
70～74歳	100	0	0	400	170	0	0	0	0	100	510	0
75歳以上	100	0	0	410	870	420	0	0	0	100	540	250

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	2,800	2,630	1,480	3,500	3,500	1,370	2,030	1,840	960	2,540	3,210	3,270
3～5歳	1,050	1,110	600	1,710	1,810	2,020	690	700	370	1,130	1,480	1,680
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
65～69歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
70～74歳	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	1,630	1,670	870	1,930	2,320	3,070	1,600	1,520	820	1,860	2,280	2,990
3～5歳	600	350	100	590	930	1,420	440	360	0	510	860	1,360
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直しの概要

- 平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。
- また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

児童養育加算

(月額・円)

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
3歳以上18歳まで	10,000		
3歳未満	13,300	11,600	10,000
第3子以降の小学校修了前			

※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
児童に係る経過的加算	950	2,650	4,250

母子加算

(月額・円)

母子加算対象者	施行1年目(H30. 10月)			施行2年目(H31. 10月)			施行3年目以降(H32. 10月～)		
	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額
1級地	21,400	2,800	1,600	19,900	3,800	2,200	18,400	4,700	2,800
2級地	19,800	2,600	1,500	18,400	3,500	2,100	17,000	4,300	2,600
3級地	18,400	2,400	1,400	17,100	3,200	1,900	15,800	4,000	2,400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注) 施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

母子世帯に係る経過的加算

施行1年目(平成30年10月)の加算額

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

○ 3人世帯 (月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～5歳	1,090	1,090	0	0	0	0
6～11歳	1,090	1,090	1,050	0	0	0
12～14歳	1,090	1,090	1,050	910	580	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	910	580	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	0
3～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額 (月額・円)

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1人	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
2人	100	100	150	150	120	120

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。

※2 医療型障害児入所施設に限る。

(注) 施行2年目の加算額は施行1年目の加算額の2倍、施行3年目以降の加算額は施行1年目の加算額の3倍を乗じた額とする予定(端数処理の関係で調整があり得ることに留意)。ただし、施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

現行の生活保護基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置(経過的加算)の概要

加算の種類	現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置の対象世帯	調整方法
生活扶助本体	年齢、世帯人員、居住地域別の組合せの世帯属性により様々	世帯人員別に定めた年齢区分別の経過的加算を設け、該当する世帯員1人当たりにつき加算する。
児童養育加算	①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯 ②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯 ※ 3人以下の世帯であって3歳未満の子がいる世帯については、生活扶助本体の見直し影響を考慮すると、▲5%を超える減額とはならないため、緩和措置の対象とはならない。	該当世帯について、対象となる児童1人当たりの加算額を別途設定し、その加算額を加算する。
母子加算	①3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※)が1人のみいる世帯 ②養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。	該当世帯について、加算額を別途設定し、その加算額を加算する。

③平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の見直しの概要

現行（H29）の考え方

見直し案

	内 容		支給方法
	学用品費	その他の教育費	
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし
学習支援費	家庭内学習(学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)費用、クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内
入学 考査料 ※高校受験	入学考査料(※1回限り)		公立高校入学考査料 相当額

見直し内容	
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。	【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
○ 「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める	【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	入学考査料相当額 (私立高校含む)

※ 見直し案の詳細については、現在検討中であるが、学習支援費における実費支給において、領収書確認による支給だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)によることをもって、事前支給を可能とする方向で検討中である。